

生徒規則

第1章 総則

(目的)

第 1 条 この規則は本校の学則に基づき学校内外における生徒の生活の決まりを定めるものである。

(居所)

第 2 条 生徒は保護者等の元から通学するものとする。
2 止むを得ず保護者等の元から離れて通学する場合は保護者等が下宿届を提出しなければならない。
3 その際家主又は同居人は保護者等に代わって監督指導できる責任者でなければならない。

(通学)

第 3 条 通学にあたっては、交通ルールと交通安全の指導に関する規定を遵守すること。
2 自転車通学に関する詳細は別に定める。

第2章 校内生活に関すること

(校内生活)

第 4 条 校内生活に関する次の事項についてそれぞれ関係教師の許可を得なければいけない。
(1) 校内掲示 - 口頭 - (生徒指導部)
(2) 授業時の教室の出入り - 口頭 - (授業担当教師)
(3) 下校時以後の学校の居残り - 口頭 - (関係教師)
(4) 部活動の居残り - 練習許可願 - (生徒指導部)
(5) 雑誌・印刷物の作成・配布 - 口頭 - (生徒指導部)
(6) クラス会・送別会等の集会 - 口頭 - (関係教師)
(7) 金銭物品の徴収 - 口頭 - (生徒指導部)

第3章 校外生活に関すること

(夜間外出)

第 5 条 夜間の外出は午後9時までとする。止むを得ず午後9時以降の外出をしなければならないときは保護者等との同伴を原則とする。

(男女交際等)

第 6 条 男女間の交際にあたっては節度を守り、良識に反することをしてはならない。
第 7 条 高校生の出入りが禁じられている場所に出入りしてはならない。

(外泊)

第 8 条 学校及び保護者等に無断で外泊することは禁ずる。

(旅行)

第 9 条 旅行する場合は旅行届を提出すること。

(大会行事参加)

第 10 条 校外における各種競技参加・研究・調査・運動・旅行・登山・キャンプ等の共同活動をする時は、保護者等の同意書を添え、校外行事参加願を提出しなければならない。

(団体加入)

第 11 条 団体を組織し、又は団体に加入する場合は校外団体許可願を提出しなければならない。

(アルバイト)

第 12 条 アルバイト就労にあたっては「アルバイト許可願」を提出すること。
2 アルバイトに関する詳細は別に定める。

第 4 章 服装容儀に関すること

(服装)

第 13 条 服装は学校で定められたものによらなければならない。

(容儀)

第 14 条 容儀は清潔で端正を旨とする。

(服装容儀に関する細則)

第 15 条 服装容儀に関する細則は別に定める。

(生徒手帳及び校章)

第 16 条 生徒は外出する際は生徒手帳及び、身分証明書を携行しなければならない。
2 制服には校章をつけなければならない。ただし、夏服はその限りではない。

第 5 章 雜則

(諸願諸届)

第 17 条 学校生活をする上で必要と認められる場合、次の諸願・諸届をしなければならない。
(1) 自転車通学許可願
(2) 異装届
(3) 校外行事参加許可願
(4) 旅行許可願・旅行届
(5) アルバイト許可願
(6) 下宿届
(7) 紛失届
(8) その他は「諸願届一覧表」参照すること

第 18 条 この規則によることがむずかしい場合には職員会議で校長が定めるものである。

(附則)

この規則は平成 11 年 4 月 1 日より施行する。

(令和 4 年 4 月 1 日一部改正)

(令和 4 年 11 月 30 日一部改正)

諸願届一覧表

方式	種類	手続きの流れ
生徒手帳	欠席届	HRT
リ	遅刻届	HRT→授業担当者
リ	早退・外出願	HRT (病気の場合は養護教諭も)
リ	異装届	HRT→年次主任→生徒指導部
指定様式	頭髪届	HRT→年次主任→生徒指導部
リ	下宿届	HRT→生徒指導部→校長
リ	自転車通学許可願	HRT→生徒指導部
リ	保健室利用許可証	HRT→養護教諭
リ	忌引届	HRT→教務部
リ	学校感染症届	HRT→養護教諭
リ	部活動入部届	部活動顧問→HRT
リ	部活動退部届	部活動顧問→HRT
リ	大会行事参加許可願	部活動顧問→生徒指導部→校長
リ	大会行事参加同意書	HRT→部活動顧問
リ	校外行事参加許可願	HRT→生徒指導部→校長
リ	合宿参加同意書	部活動顧問→HRT
リ	アルバイト許可願	HRT→年次主任→生徒指導部→教頭
リ	紛失届	HRT→生徒指導部
リ	被害届	HRT→生徒指導部
リ	交通事故報告書	HRT→生徒指導部→教頭
リ	旅行許可願(受験)	HRT→年次主任→進路指導部→教頭
リ	旅行届(受験以外)	HRT→年次主任→生徒指導部→教頭
リ	自動車運転免許取得願	HRT→年次主任→生徒指導部

生徒心得

本校の学則に基づき学校内外における生徒の生活心得を定めたものである。

1 校内一般に関すること

- (1) 来客に対して会釈をし、礼を尽くして親切に応対すること。
- (2) 集会等においては説明者、講演者などに対し失礼な言動がないように注意すること。
- (3) 言葉づかいは品位あるものとするように心がけること。
- (4) 始業ベルと同時に授業が始まられるように、学習の準備をすること。
- (5) 金銭は身体より離さぬようにし、止むを得ぬ事情のある時はロッカーを利用するか、または貴重品袋を利用し関係教師に保管を依頼すること。
- (6) 不要な物品・金銭は持参しないこと。
- (7) みだりに金品の貸借はしないこと。
- (8) すべての所持品には必ず記名すること。
- (9) 携帯電話（携帯端末等含む）について校内での生徒の使用を原則禁止とする。

2 保健衛生に関すること

- (1) 校内外の清潔・整頓の維持に留意すること。
- (2) 食事は所定の場所で取ること。
- (3) 保健環境の清潔保持に努めること。

3 校外一般に関すること

- (1) 公共機関、集会、歩行中等、その他あらゆる校外生活における言動は、高校生としての品位を保つこと。
- (2) 外出の場合は必ず行き先・目的・帰宅時間を保護者等に知らせること。
- (3) 交通規則をよく守ること。
- (4) 服装・所持品は華美を避け、質素清潔を旨とすること。
- (5) 現住所・電話番号等、個人指導カードの内容に変更がある場合は届け出ること。
- (6) 携帯電話の使用については、公共マナーを徹底すること。

4 証明書類の発行に関すること

- (1) 各種証明書を不正に使用しない。
- (2) 証明書の交付手続きは午前11時までにすること。

服装容儀に関する細則

- (目 的)
- 第 1 条 この細則は生徒規則第4章の条項により、生徒の服装容儀に関する事を定めるものである。
- (制 服)
- 第 2 条 制服については次の各号によるものとする。
- (1) (女子冬期制服正装)
- 上 着 5つ釦カラーレスジャケット（濃紺）
スカート 16本車ひだスカート（濃紺）
ブラウス フラットカラーブラウス〔長袖〕（オフ白）
靴 下 ストッキング（黒）〔市販品でよい〕
- (2) (女子夏期正装)
- 上 着 サマーセーラー半袖（白）
スカート 冬期制服正装同様
靴 下 ソックス（白・紺・黒）
- (3) (男子冬期制服正装)
- 上 着 2つ釦（本校指定）シングルジャケット（濃紺）
スラックス 1タックパンツ（濃紺）刺繡入り
シャツ レギュラーカラーシャツ（長袖）（オフ白）ポケット刺繡入り
ネクタイ レジメンタルレギュラータイ
靴 下 ソックス（白・紺・黒）
- (4) (男子夏期制服正装)
- スラックス 冬期制服正装同様
シャツ レギュラーカラーシャツ（長袖・半袖）（オフ白）ポケット刺繡入り
ネクタイ 着用しないこと
靴 下 ソックス（白・紺・黒）
- (5) 制服は本校指定のものとする。
- (服 装)
- 第 3 条 服装については次の各号によるものとする。
- (1) 式の際は正装とする。
(2) 体育時の服装は学校指定のものとする。
(3) 制服の改造は認めない。
- (女 子)
- (1) 冬服の胸に校章をつける。
(2) スカート丈は常に膝頭にかかる程度とする。
- (男 子)
- (1) 冬服の襟に校章をつける。
(2) ベルトは黒、紺、茶色とする。
- 第 4 条 靴・カバン・コートについては次の各号によるものとする。
- (1) 華美にならないものとする。
(2) 校内における内ばき、体育時に使用する外ばきは学校指定のものとする。
- (容 儀)
- 第 5 条 容儀については次の各号によるものとする。
- (1) 化粧・色つきリップクリーム・マニキュア、つけまつ毛、カラーコンタクト等は禁ずる。

- (2) ピアス・ネックレス・指輪・ブレスレットなどの装飾品は身につけてはいけない。
- (3) パーマ、染色、脱色、エクステ等過度に加工した髪型は禁ずる。
- (4) 女子の後ろ髪が肩のラインを超える場合は、黒・紺・茶色のいずれかのゴムで結うこと。

(異 装 許 可)

第 6 条 定められた服装によることができないときは、生徒手帳の該当欄に記入の上、許可を得なければならない。

(平成27年 4月 1日一部改正)

アルバイトに関する細則

(アルバイト承認の基本方針)

第 1 条 アルバイトについては、次の各号について特に注意すること。

- (1) 保護者等および学校に無断で就労してはならない。
- (2) 学業に影響がある場合は就労してはならない。
- (3) 本校の校則に基づく、下記の就労禁止業務に就労してはならない。
 - ① 午後9時に帰宅できない就労時間。
 - ② 高校生の出入りが禁止されている場所における業務。
- (4) 労働基準法に基づく、下記の就労禁止業務に就労してはならない。
 - ① 危険な機械や装置を扱う業務。
 - ② 重量物を扱う業務。
 - ③ 毒劇薬（物）、その他有害な物質、爆発性・発火性・引火性の物質を取り扱う業務。
 - ④ じんあい等を飛散し、若しくは有毒ガス・有害放射線を発散する場所、または高温の場所における業務。
 - ⑤ その他、衛生または福祉に有害な場所における業務。

(手続き)

第 2 条 就労にあたっては「アルバイト許可願」を生徒指導部に提出すること。許可を認めた場合「アルバイト許可証」を発行する。

(平成27年 4月 1日一部改正)

(令和4年12月15日一部改正)

交通安全の指導に関する規程

(目 的)

第 1 条 生徒の交通事故防止と生命の安全を維持するために交通安全の指導に関する事項を定め、交通ルールの遵守と交通マナーの向上を図ることを目的とするものである。

(自転車通学)

第 2 条 自転車通学をする生徒は、事前に使用する自転車の防犯登録番号の届け出をしなければならない。

第 3 条 届け出た自転車には、学校で定めたステッカーを貼付しなければならない。

第 4 条 自転車通学者は、常に交通ルールを厳守し、次の各号にあるような行為をしてはならない。

- (1) 車道の右側通行
- (2) 道路の斜め横断
- (3) 信号無視
- (4) 並進・二人乗り
- (5) 一時不停止
- (6) 無灯火
- (7) 傘差し運転
- (8) 携帯電話を使用しながらの運転
- (9) ヘッドホン、イヤホンを使用しながらの運転

(運転免許の取得)

第 5 条 普通自動車運転免許証の取得については、3年次の学校が定める所定の日から自動車学校の入校を認めるが、事前に届出・許可を受けなければならない。

第 6 条 在学中の自動車の運転は禁ずる。

第 7 条 原動機付自転車・自動二輪車の運転免許証の取得及び運転は禁ずる。

第 8 条 無断で運転免許証を取得した者には、規程に従い、懲戒措置をとる。

(一般的注意事項)

第 9 条 人命の尊重、健全な学校生活の維持のために、次の各号に掲げた事項を遵守しなければならない。

- (1) 電車やバス等を利用して通学する生徒は乗車マナーを守ること。
- (2) 交通社会の一員として、地域の安全に貢献するとともに、責任ある行動をとること。

(附 則)

この規程は平成 8 年 4 月 1 日より施行する。

(平成 21 年 4 月 1 日一部改正)

(令和 4 年 4 月 1 日一部改正)

(令和 4 年 1 月 30 日一部改正)